3　緊急調査の終了

都道府県知事又は国土交通大臣は、緊急調査の結果、現地の詳細な状況の判明又は現地の状況の変化等により、令第八条に規定する状況が認められない場合、応急対策工事の進捗により、居室を有する建築物への被害のおそれがないと認められる場合等、重大な土砂災害の危険がないこと又はその危険が急迫した状況にないことが確認できる場合には、緊急調査を終了することができる。

七　法第三十一条第一項の土砂災害緊急情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

1　土砂災害緊急情報の作成

都道府県知事又は国土交通大臣は、緊急調査の結果、重大な土砂災害の急迫した危険があると認められる場合又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化した状況が認められる場合には、次に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、次に定める方法により、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにした土砂災害緊急情報の作成を行う。

(1)　土石流

イ　河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流

緊急調査の結果に基づき、河道閉塞の位置及び形状、上流の湛水域及び下流域の地形等の状況を基に数値解析を行い、土石流による被害が想定される土地の区域を明らかにするとともに、湛水位等を基に土石流による被害が想定される時期を明らかにする。

ロ　噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流

緊急調査の結果に基づき、降灰等の堆積、上流域及び下流域の地形等の状況を基に数値解析を行い、土石流による被害が想定される土地の区域を明らかにするとともに、周辺における降水の状況、土石流等の発生の状況等を基に土石流による被害が想定される時期を明らかにする。

(2)　地滑り

緊急調査の結果に基づき、地割れ及び建築物の外壁の亀裂の状況、周辺の地形等の状況を基に地滑り区域及び地滑り地塊の移動方向を特定し、地滑りによる被害が想定される土地の区域を明らかにするとともに、地滑り地塊の移動の状況を基に地滑りによる被害が想定される時期を明らかにする。

(3)　河道閉塞による湛水

緊急調査の結果に基づき、河道閉塞の位置及び形状、上流の湛水域の地形等の状況を基に湛水による被害が想定される土地の区域を明らかにするとともに、湛水位等を基に湛水による被害が想定される時期を明らかにする。

2　土砂災害緊急情報の通知及び周知

都道府県知事又は国土交通大臣は、1により作成した土砂災害緊急情報を、都道府県知事にあっては関係する市町村長に、国土交通大臣にあっては関係する都道府県知事及び市町村長に直接通知するとともに、報道機関、インターネット等を通じて一般に周知するものとする。

なお、土砂災害緊急情報の通知及び周知は、住民等の避難の状況、避難に要する時間、土砂災害が想定される時間帯等を考慮し、適切な時期に行うことが重要である。また、住民の自主的な備えを促し、市町村長による避難勧告等の措置と相まって円滑な避難に資するため、住民等が適切な時期に、より確実に情報を入手できるよう、周知の方法に配慮することが必要である。

3　その他緊急調査により得られた情報の随時提供

都道府県知事又は国土交通大臣は、土砂災害緊急情報のほか、緊急調査により得られた河道閉塞の形状、湛水位、降灰等の堆積の状況、地滑り地塊の移動の状況等、重大な土砂災害の発生の危険性の把握に資する情報を、都道府県知事にあっては関係する市町村長に、国土交通大臣にあっては関係する都道府県知事及び市町村長に対し、適時適切に提供するよう努める。

附　則

この告示は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百九号）の施行の日（平成二十七年一月十八日）から施行する。

官庁報告

財　政

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第九条第三項の規定に基づき、地方財政審議会から、次のとおり平成二十七年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見の提出があったので、公表する。

平成二十七年一月十六日

総務大臣　山本　早苗

平成27年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見

平成26年12月19日

地方財政審議会

当審議会は、平成27年度地方税制改正等への対応について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第9条第3項の規定により意見を申し述べる。

はじめに

我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、小さな村落から大都市まで、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくとする「地方創生」に向けた取組は、今日の我が国における喫緊の課題である。

地方創生を進める上で、地方自治体が各地域の知恵を生かした自主的、自立的な取り組みを進めることができる環境を整備することが最も重要である。そのためには、地方自治体の基盤となる地方税を充実させることが不可欠である。

一方で、我が国の財政は、社会保障関係費の急増や景気の低迷に伴う税収の減少などにより、公的債務残高が累増するなど危機的な状況にある。そのため、政府においては、国・地方のプライマリーバランスに関する財政健全化目標を設けて、財政健全化に取り組んでいる状況にあることを十分に認識する必要がある。

したがって、今後の地方税制の検討に当たっては、これまでの議論も踏まえつつ、地方税の原則に立ち戻り、地方税のあるべき姿や財政健全化を念頭に置いて、地方創生を支える地方税の充実に向けた検討が行われなければならない。

第一　今後目指すべき地方税制の方向

1　地方税のあるべき姿

租税の本来の機能は、公共サービスを提供するための資金を調達することにある。したがって、地方税においては、地方自治体が地域に必要な行政サービスを確実に提供できるよう、十分確保されることが必要である。

また、租税は公平でなければならない。地域住民や地域社会で活動する人々や法人が相互に負担し合うという会費的性格を持つ地方税には、受ける便益に応じて課税する応益課税の考えがより求められる。

社会保障や教育等の地域に密着した基礎的な行政サービスを提供するための財源としての地方税は、景気変動に左右されない安定性や税源が一部の地域に偏らない普遍性も備えなければならない。

こうした地方税の原則に沿った地方税のあるべき姿についての考え方は次のとおりである。

(1)　今後増大する地方の財政需要を賄うための地方税の充実

地方自治体が行うサービスに必要な費用は自分たちが負担する地方税で賄うという地方自治の理想形に近づけるためには、国と地方の役割分担に応じて、国と地方の税源のあり方を見直すことが必要である。

また、少子高齢化が急速に進む中で、地方自治体が身近なところで果たす医療、介護、子育て、障害者福祉などの社会保障サービスの需要は、今後ますます増加が見込まれる。地球温暖化対策などの環境対策においても、地方が重要な役割を果たすことが期待されている。

一方で、地方財政は、地方税収の3割に相当する巨額の財源不足（10.6兆円、平成26年度地方財政計画）が生じており、今後も厳しい財政状況が続く見込である。

また、国が地方税で減税を行う場合には、地方税を中心とした恒久的な歳入確保措置により、それに見合う安定財源を確保するのが基本である。

地方分権の推進や地方創生に取り組む中で、地方自治の基本となる地方税の個別税目の存廃について、安易に議論されるようなことがあってはならない。